

静岡県告示第 号

災害救助法施行細則による救助の程度等（平成6年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝平太

1の(1)のアの(カ)中「320円」を「330円」に改める。

1の(1)のアの(キ)中「生活」を「避難生活」に改める。

1の(1)のアの(ク)中「生活」を「避難生活」に、「に避難」を「で避難生活」に改める。

1の(1)のイ中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改める。

1の(1)のイの(ア)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改める。

1の(1)のイの(ア)のa中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改める。

1の(1)のイの(ア)のb中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「5,610,000円」を「5,714,000円」に改める。

1の(1)のイの(ア)のc中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改める。

1の(1)のイの(ア)のd中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改める。

1の(1)のイの(ア)のe中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改める。

1の(1)のイの(ア)のf中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改める。

1の(1)のイの(ア)のg中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改める。

1の(1)のイの(イ)中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改める。

1の(1)のイの(イ)のa中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改める。

1の(1)のイの(イ)のb中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改める。

1の(1)のイの(イ)のc中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改める。

1の(2)のアの(ウ)中「1,140円」を「1,160円」に改める。

1の(3)のウの(イ)の表中「18,500円」を「18,800円」に、「23,800円」を「24,200円」に、「35,100円」を「35,800円」に、「42,000円」を「42,800円」に「53,200円」を「54,200円」に、「7,800円」を「7,900円」に、「30,600円」を「31,200円」に、「39,700円」を「40,400円」に、「55,200円」を「56,200円」に、「64,500円」を「65,700円」に、「81,200円」を「82,700円」に、「11,200円」を「11,400円」に改める。

1の(3)のウの(イ)の表中「6,000円」を「6,100円」に、「8,100円」を「8,300円」に、「12,200円」を「12,400円」に、「14,800円」を「15,100円」に、「18,700円」を「19,000円」に、「9,800円」を「10,000円」に、「12,800円」を「13,000円」に、「18,100円」を「18,400円」に、「21,500円」を「21,900円」に、「27,100円」を「27,600円」に、「3,500円」を「3,600円」に改める。

1の(6)のイ中「584,000円」を「595,000円」に改める。

1の(8)のウの(イ)中「4,400円」を「4,500円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「5,100円」を「5,200円」に改める。

1の(9)のウ中「211,300円」を「215,200円」に、「168,900円」を「172,000円」に改める。

1の(11)のエの(7)中「3,400円」を「3,500円」に改める。

1の(11)のエの(イ)中「5,300円」を「5,400円」に改める。

1の(12)のイ中「135,400円」を「137,900円」に改める。

#### **附 則**

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和元年10月1日から適用する。